

浦幌町強靱化計画

令和2年4月
浦幌町

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
第2章	浦幌町強靱化の基本的考え方	
1	浦幌町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	10
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	11
3	評価の実施手順	12
4	評価結果	12
第4章	浦幌町強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	14
2	施策推進の指標となる目標値の設定	14
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	14
	【浦幌町強靱化のための施策プログラム一覧】	15
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	29
2	計画の推進方法	29

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、浦幌町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

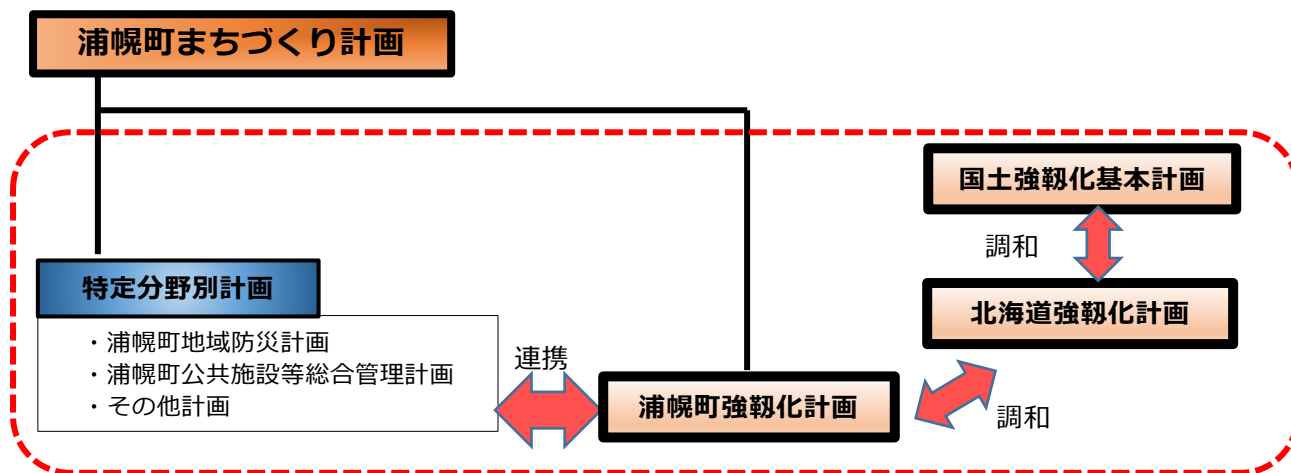
この間、浦幌町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「浦幌町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

浦幌町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、浦幌町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「浦幌町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、浦幌町まちづくり計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



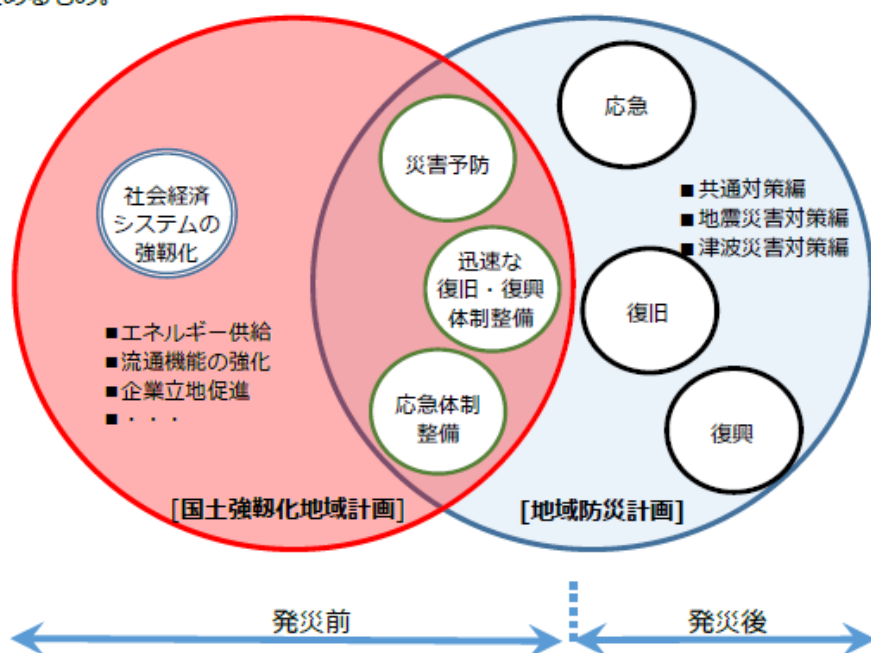
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



第2章 浦幌町強靱化の基本的考え方

1 浦幌町強靱化の目標

浦幌町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

浦幌町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、町、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、浦幌町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを浦幌町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

浦幌町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と浦幌町社会経済システムを守る。
- (2) 浦幌町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する。
- (3) 浦幌町の持続的成長を促進する。

2 本計画の対象とするリスク

浦幌町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と浦幌町の社会経済システムを守る」という観点から、浦幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、浦幌町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 浦幌町における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

① 太平洋沖における海溝型地震

- ・根室沖における30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は、80%程度（H30地震調査研究推進本部長期評価）

② 内陸型地震（H30地震調査研究推進本部長期評価）

- ・道内の主要活断層は9箇所
- ・十勝平野断層帯の発生確率・・・M8.0程度、30年以内に0.1%～0.2%

③ 過去の被害状況

H 5. 1. 15	釧路沖地震	震源地 釧路沖 北緯42.51' 東経144.23' 深さ107km マグニチュード（M）7.8 人的被害 重傷者4名 軽傷者16名 住宅被害 一部破損47戸 農業用施設（水路）1カ所 営農施設 2ヶ所 土木被害（道路・橋梁）22ヶ所 漁港 8ヶ所 林業被害（林道等）14ヶ所 衛生被害（水道・病院・一般廃棄物処理施設）6ヶ所 商工被害 125ヶ所 公立文教施設被害 13ヶ所 社会教育施設被害 6ヶ所 被害総額 697,236千円
------------	-------	---

H 6.10. 4	北海道 東方沖地震	震源地 東方沖 北緯43.22' 東経147.40' 深さ30km マグニチュード (M) 8.1 土木被害 (道路) 2ヶ所 林業被害 (林道) 6ヶ所 衛生被害 (水道管亀裂等) 商工被害 商業34件 工業 6件 公立文教施設被害 3ヶ所 社会教育施設被害 4ヶ所 都市施設被害 (下水道) 被害総額 40,299千円
H15. 9.24	十勝沖地震	人的被害 重傷1名 軽傷53名 住家被害 半棟12棟12世帯34名、 一部破損34棟34世帯103名 農業被害 農地30ha 90,000千円、 共同利用施設2ヶ所 136,240千円 営農施設102ヶ所 85,000千円、 その他 7,393千円 土木被害 河川1ヶ所 500千円、 道路89ヶ所 184,900千円 橋梁4ヶ所 22,600千円 漁業被害 その他施設1ヶ所 6,000千円 林業被害 一般民有林 (林道) 2ヶ所 1,200千円 衛生被害 水道施設27ヶ所 7,130千円、 病院 (公立) 1ヶ所 600千円 一般廃棄物施設1ヶ所 300千円 商工被害 商業87ヶ所 43,720千円、 工業19ヶ所 66,680千円 その他1ヶ所 1,000千円 公立文教被害 小学校6ヶ所 5,841千円 中学校3ヶ所 1962千円 高校1ヶ所、 その他文教施設1ヶ所 524千円 社会教育施設 10ヶ所 8,260千円 社会福祉施設 公立1ヶ所 400千円、 法人1ヶ所 1,300千円 その他 公共下水道9ヶ所 34,357千円 合併浄化槽34ヶ所 15,500千円、 公営住宅 3,820千円 屋内ゲートボール場1ヶ所 1,300千円 地域会館4ヶ所 4,310千円 被害総額 730,837千円
H23. 3.11	東北地方 太平洋沖地震	震源地 三陸沖 北緯38.1' 東経142.9' 深さ24km マグニチュード (M) 9.0 水産被害 漁船 (沈没流出) 2隻 7,584千円 " (破損) 19隻 7,305千円 漁港施設1ヶ所 31,047千円 共同利用施設4ヶ所 10,707千円 その他施設1ヶ所 その他1ヶ所 283千円 被害総額 56,926千円

H30. 9. 6	北海道胆振 東部地震	震源地 北海道胆振地方中東部 北緯42.0′ 東経142.0′ 深さ24km マグニチュード (M) 6.6 被害 全戸停電
-----------	---------------	---

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- ① 過去30年の北海道への台風接近数は、年平均1.7個（全国平均約3個）と比較的少ないが、これまでも昭和56年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生した。
- ② 北海道内では平成3年から平成25年の間に、70の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生
- ③ 過去の被害状況

H10. 8. 28 ~29	大雨災害 (低気圧)	農業被害 農作物(畑)冠水、浸水252ha 農業用施設(水路)25ヶ所 305,375千円 土木災害 河川22ヶ所 345,000千円 道路22ヶ所 16,000千円 林業被害 一般民有林(林道)5ヶ所 5,000千円 衛生被害 水源地土砂埋設3ヶ所 1,000千円 社会教育施設被害1ヶ所 1,500千円 被害総額 673,875千円
H10. 9. 16	台風5号災害	農業被害 農作物(畑)冠水、浸水610ha 農業用施設(水路)11ヶ所 44,600千円 土木被害 河川9ヶ所 64,500千円 道路12ヶ所 19,480千円 漁業被害(漁具・漁網)7ヶ統 19,305千円 林業被害 一般民有林(林道)4ヶ所 1,200千円 被害総額 149,085千円
H11. 5. 5	大雨災害 (低気圧)	農業被害 農業用施設(水路)9ヶ所 4,000千円 土木被害 河川2ヶ所 400千円 道路23ヶ所 5,600千円 林業被害 一般民有林(林道)6ヶ所 2,000千円 被害総額 12,000千円
H13. 8. 23	台風11号災害	農業被害 農業用施設3ヶ所 1,700千円 土木災害 道路6ヶ所 2,000千円 被害総額 3,700千円
H13. 9. 11 ~12	台風15号災害	住家被害 床下浸水1棟1世帯4名 農業被害 農地(畑)冠水、浸水50ha 農業用施設4ヶ所 2,000千円 土木被害 河川5ヶ所 48,800千円、 道路8ヶ所 7,000千円 林業被害 一般民有林(林道)5ヶ所 1,000千円 被害総額 58,800千円

H14. 7. 11	台風6号災害	農業被害 農作物(畑)冠水、浸水196ha 農業用施設7ヶ所 4,000千円 営農施設2ヶ所 270千円 土木被害 河川2ヶ所 4,500千円 道路8ヶ所 4,500千円 被害総額 13,270千円
H15. 8. 9 ~10	台風10号災害	農業被害 農地(畑)冠水、浸水 300千円 農作物(畑)冠水、浸水348.0ha 85,536千円 農業用施設19ヶ所 6,200千円 土木災害 河川17ヶ所 61,000千円 道路27ヶ所 5,000千円 林業被害 一般民有林(林道)11ヶ所 2,700千円 被害総額 160,736千円
H17. 9. 7 ~8	台風14号災害	農業被害 農作物(倒伏、冠水) 55.5ha 営農施設 6件 150千円 土木被害 河川7ヶ所 73,000千円、 橋梁1ヶ所 2,000千円 水産被害 漁具(網) 3,190千円 被害総額 78,360千円
H18. 4. 20 ~19	大雨災害 (低気圧)	土木被害 河川6ヶ所 54,000千円 道路3ヶ所 27,000千円 林業被害 治山施設 2,400千円 被害総額 83,400千円
H18. 9. 6	台風12号	漁業被害 漁具(網) 16,800千円 被害総額 16,800千円
H18. 10. 7 ~8	暴風・波浪 (低気圧)	漁業被害 漁具(網) 265,750千円 流木被害 (漁港) 1,400千円 被害総額 267,150千円
H19. 9. 6 ~8	台風9号災害	土木被害 道路6ヶ所 1,000千円 漁業被害 漁具(網) 2,058千円 被害総額 3,058千円 自主避難 1世帯2名
H20. 5. 19 ~20	大雨災害 (低気圧)	農業被害 農業用施設2ヶ所 1900千円 その他1ヶ所 600千円 土木被害 河川5ヶ所 1,450千円 道路8ヶ所 2,050千円 被害総額 6,000千円
H19. 6. 22 ~23	大雨災害 (低気圧)	床下浸水 3棟3世帯8人 農業被害 農地(畑)流失・埋没等3ha 1900千円 農作物(畑)661ha 農業用施設15ヶ所 7,100千円 土木被害 河川16ヶ所 43,500千円 道路37ヶ所 14,300千円 水産被害 その他2件 500千円 林業被害 一般民有林(治山施設)4ヶ所 2,000千円 一般民有林(林道)12ヶ所 7,650千円 衛生被害 水道 5ヶ所 1,700千円 清掃施設 (一般廃棄物処理) 70千円 被害総額 78,720千円

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

H12. 4. 6	大雪(融雪)災害	土木被害 河川9ヶ所 77,000千円 道路9ヶ所 35,000千円 被害総額 112,000千円
H12. 4. 10 ~11	大雪(融雪)災害	農業被害 農業用施設19ヶ所 165,700千円 土木被害 河川24ヶ所 190,300千円 道路9ヶ所 25,400千円 被害総額 401,400千円

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- ①発生確率・・・M7.3程度、30年以内に70%
- ②被害想定・・・死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- ①発生確率・・・M8以上、30年以内に70%
- ②被害想定・・・死者32.3万人、負傷者62.3万人、避難者950万人、
建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、
被災範囲40都府県(関東、北陸以西)

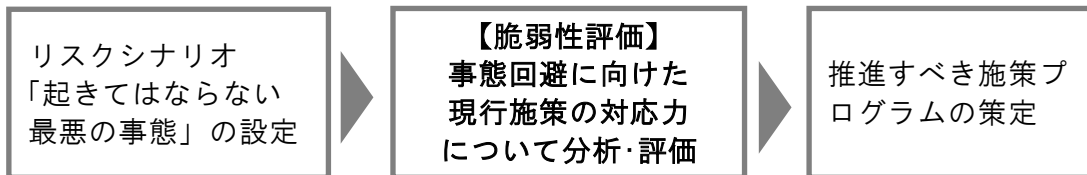
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

浦幌町としても、本計画に掲げる浦幌町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、浦幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた浦幌町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など浦幌町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、浦幌町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーン（物流、救急網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表「浦幌町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

(1) 「人命の保護」に関する事項

- ① 道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。
- ② 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携して対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- ③ 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。
- ④ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

(2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ① 被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。
- ② 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて引き続き地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

(3)「行政機能の確保」に関する事項

- ① 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ② 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

(4)「ライフラインの確保」に関する事項

- ① 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ② 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ③ 交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものである。災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い高規格幹線道路などの高速交通ネットワーク及び地域間交通ネットワークの一層の充実・強化を図る必要がある。

(5)「経済活動の機能維持」に関する事項

- ① 首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致の取組を継続する必要がある。
- ② 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。

(6)「二次災害の抑制」に関する事項

- ① 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

(7)「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ① 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ② 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手育成・確保に向けた取組を推進する必要がある。

第4章 浦幌町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、浦幌町における強靱化施策の取組方針を示す「浦幌町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

浦幌町の総合計画である『浦幌町まちづくり計画』で掲げる基本目標の実現を図るとともに、浦幌町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、まちづくり計画に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、18の重点化すべき施策項目を設定した。

【浦幌町強靱化のための施策プログラム一覧】

- 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- 当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を各施策の末尾に[]書きで記載
- 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載する

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。[国、道、町、民間]
- 多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。[国、道、町、民間]

（建築物等の老朽化対策）重点

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「インフラ長寿命化計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
[国、道、町]

（避難場所等の指定・整備）重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。[道、町、民間]

（緊急輸送道路等の整備）重点

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 公立小中学校の耐震化率 100%(R1)
 - ・ 地震災害
 - 指定緊急避難場所の指定状況 13箇所(R2)
 - 指定避難場所の指定状況 26箇所(R2)
 - 福祉避難所の指定状況 2箇所(R2)
 - ・ 風水害指定
 - 緊急避難場所の指定状況 13箇所(R2)
 - 指定避難場所の指定状況 23箇所(R2)
 - 福祉避難所の指定状況 2箇所(R2)
- ⇒ 必要に応じて見直しを行う。

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) **重点**

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。[道、町]
- 状況に応じた安全な避難所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。[道、町]
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、町の津波避難計画等に基づき整備を促進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 津波ハザードマップの作成状況 作成済 (H25)
 - ⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 津波避難計画の策定状況 策定済 (H25)
 - ⇒ 必要に応じて見直しを行う。

1-3 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定状況等について住民周知を図る。[国、道、町]

《指 標》

- ・土砂災害警戒区域等の指定数 19箇所（H30）
- ・土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済（H25）
⇒ 対象区域の指定が全て終了次第、マップの更新を実施

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水ハザードマップの作成）

- 新たな洪水浸水想定区域図に基づき、現行のハザードマップの改定を促進する。
[国、道、町]

（河川改修等の治水対策）

- 河川改修などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 河川管理施設の老朽化対策や適切な維持管理に努める。

《指 標》

- ・洪水ハザードマップの作成状況 作成済（H25）
⇒ 必要に応じて見直しを行う。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。[道、町]

《指 標》

- ・ 暖房器具等の備蓄状況 (R1)
毛布、アルミブランケット、発電機、ポータブルストーブ 等
※浦幌町備蓄計画に沿って配備し、必要に応じて追加補充する。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話の整備を推進する。[道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民周知を図る。[道、町]
- 防災行政無線や緊急速報メール等による住民への災害情報の伝達のほか、公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート（公共情報 commons）

を活用したマスメディアによる迅速な情報提供、防災行政無線未整備区域における新たな情報伝達手段の整備など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。

[国、道、町、民間]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重点

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]

(地域防災活動、防災教育の推進) 重点

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を促進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

《指 標》

・ 自主防災組織率	約26% (R1)
・ 防災訓練の実施件数	
津波避難訓練	年1回 (毎年実施)
地区別防災訓練	年1回
職員対象防災訓練	年1～2回
・ 防災行政無線のデジタル化	H25完了 ※津波浸水区域対象のみ

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた町間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め町の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]
- 被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道内の各振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、自発的な備蓄の取組を促進する。[道、町、民間]

《指 標》

- ・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 19 件（R1）
⇒ 必要に応じて締結する。
- ・ 非常用物資の備蓄状況（R1）
各種非常食（アルファ米等）、飲料水、災害用トイレ（処理袋付） 等
⇒ 浦幌町災害時備蓄計画に沿って配備し、必要に応じて追加補充する。
- ・ 防災備蓄品購入費用補助金制度の創設（H30）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]
- 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団員に対する理解を向上させる広報活動を推進する。[町]

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 消防団員数 91人（R1）⇒ 定数120人の充足に向けて取組を継続
- ・ 消防団演習 第1分団 2回 第2～4分団 1回（合同演習含み）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

（被災時の医療支援体制の強化）**重点**

- 災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。[国、道、町、民間]

（災害時における福祉的支援）

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実に努める。[道、町、民間]

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 町立病院の自家用発電の整備 整備済 (R1)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率
100% (R1) 95%以上 (毎年)

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 災害対策本部にかかる運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備などを計画的に推進する。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在となる消防団の機能強化を推進する。[国、道、町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、警察署、消防庁舎等行政施設の耐震化や改修を推進する。[国、道、町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT部門の業務継続計画（IT-BCP）」の策定に向けた取組を推進する。また、重要システムにかかるサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]

《指 標》

- ・ 消防団員数91人（H30）⇒ 定数120人の充足に向けて取組を継続 ※再掲
- ・ 消防団活動・安全マニュアルの策定 策定済（H25）

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 北海道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。〔国、道、町、民間〕

(多様なエネルギー資源の活用) **重点**

- 天然ガスの利用拡大、メタンハイドレートの資源化、水素エネルギーの開発・利活用、廃棄物の電力・熱利用など、北海道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

- ・ 災害時における燃料等の供給協力に関する協定 締結済 (H24)
- ・ 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定 締結済 (H23)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農業・水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。〔国、道、町〕
- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、経営安定対策や担い手確保対策など、農業・水産業の体質強化に向けた持続的な取組を推進する。〔国、道、町〕

(道産食料品の販路拡大)

- 食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。〔国、道、町、民間〕

（道産農産物の産地備蓄の推進）

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

- ・ 国（道）が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合
全国約 60%（H24）
- ・ 農業経営基盤強化促進基本構想に基づく認定農業者割合 90%
- ・ 人・農地プラン策定割合 100%

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策） 重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。〔国、道、町〕
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。〔国、道、町〕

（下水道施設等の防災対策）

- 災害時に備えた下水道業務継続計画（BCP）を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。〔国、道、町〕
- 農村部への合併処理浄化槽設置事業を継続して推進する。〔町〕

《指 標》

- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済（H30）
- ・ 下水道ストックマネジメント計画の策定状況 策定済（H29）
- ・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 97%（H30）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(北海道新幹線の整備等)

- 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開通が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進する。
[国、道、町、民間]

(道内交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。[国、道、町]
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、町]

(空港の機能強化)

- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、道内地方空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、C I Q体制の充実など、ハード・ソフト両面から地方空港の機能強化に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。[道、町]

(鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。[国、道、町、民間]

《指 標》

- ・ 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率（町道） 100%（R1）

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーン（物流、供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化の視点からも、企業立地に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕

（企業の業務継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、道内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。〔国、道、町、民間〕

（町内企業等への支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行う。〔町〕

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。〔国、道、町、民間〕

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。〔国、道、町、民間〕

- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な環境づくりを進める。〔国、道、町、民間〕

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・ 鹿侵入防護柵（鉄柵） 設置延長 459.28 km
- ・ 鹿侵入防護柵（電気柵） 設置延長 174.35 km
- ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
1 組織（R1）

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画について、国の計画との整合を図りながら、早期に策定するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。〔国、道、町〕

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・ 町における災害廃棄物処理計画*の策定率 0%（H25） ⇒ 50%（R4）
※平成26年3月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画
- ・ 地籍調査進捗率 50.6%（R1） ⇒ 55.7%（R4）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設

業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び町の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 災害時の応援に関する協定【北海道財務局】 H26 締結
- ・ 災害時における被害者支援のための行政書士業務に関する協定
【北海道行政書士会十勝支部】 R1 締結

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、浦幌町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、浦幌町強靱化の継続的な向上を図っていく。